

小平市協働の推進に関する指針

平成20年10月

小 平 市

目 次

1 協働の背景と小平市の今までの取り組み	1
(1) 協働の背景認識と指針の意義	1
(2) これまでの協働の取り組み	1
2 協働の基本的な考え方	2
(1) 協働とは何か	2
(2) 協働の主体	2
(3) 協働により期待される効果	2
(4) 協働と事業の形態及び協働に適した事業	3
3 協働の推進	4
(1) 協働を推進する視点	4
(2) 協働を推進する基本的な姿勢	4
(3) 協働事業を実施する際の取り組み方	5
4 今後の協働推進の取り組み	6
(1) 意識啓発と体制整備	6
(2) 協働の基盤づくり	6
(3) 協働事業の推進	6

1 協働の背景と小平市の今までの取り組み

(1) 協働の背景認識と指針の意義

現在、少子高齢化や情報化等が進展し、従来の社会システムでは新たな時代に対応できなくなってきました。行政においては、地方分権の流れや財政的なひっ迫等が課題となっており、地域では、地域社会のつながりの希薄化や価値観の多様化等を受け、市民ニーズも個別化、多様化してきました。個人においては、地域社会の課題を解決するための市民活動が活発になり、住民の自治意識が高まってきました。

小平市においても、多様化する市民ニーズに応じて市だけで公共的サービスを提供することは難しくなってきました。地域自治に向けた活動や地域課題の解決に向けた市民活動等が拡大する中、市は、市民一人ひとりの持つ地域の力とともに小平市全体の公共的サービスを豊かにしていくことが求められています。

そのため、小平市が協働を進める際の姿勢や取り組み方を示す基本的な考え方や方向性、協働の原則を指針として策定します。これによって、小平市職員の協働に対する認識を深め、市民の理解を得て、協働の基盤となる市民活動等を更に支援しながら協働の取り組みを増やし、協働の一層の推進を図ります。

(2) これまでの協働の取り組み

小平市の様々な計画等において協働に取り組む動きがあります。

平成18年に策定された小平市第三次長期総合計画においては、「市民と行政の協働など、新たな役割を構築していくことが必要」として、市民による新たな活力を協働を通してまちづくりに活かす姿勢が示されています。また、小平市行財政再構築プランでは、「『新しい公共空間』の形成を図るため、地域協働の推進を図る。」など、新しい公共空間の形成を認識した中で、小平市域の多様な主体間の協働の重要性を示しています。

平成19年度時点で11の計画等で協働が取り上げられており、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)、災害ボランティアの連携協力体制の確立、まちづくりの推進などが事例として掲載されています。また、事業数では、協働の原則に沿った視点から見ますと34事業となっています。

2 協働の基本的な考え方

(1) 協働とは何か

この指針における「協働」とは、ボランティア団体や市民活動団体等と小平市が、それぞれの役割と責任のもとで公共的サービスの提供を協力して行うことをいいます。

また、協働に当たっては、ボランティア団体・市民活動団体等と小平市が対等の立場で十分な協議を行い、合意の上、その必要理由及び条件を明確にして行われるものです。

(2) 協働の主体

この指針における「ボランティア団体・市民活動団体等」とは、小平市と協働して公共的サービスの提供を担える、各種法人や任意団体、個人などの様々な主体をいいます。「公共的サービス」とは、小平市が行っているサービスからボランティア団体や市民活動団体等が先駆的に提供しているサービスなど広く捉えています。

また、協働して公共的サービスを担えるとは、実際に協働する事業や協働する相手に応じた、自発性や自立性、事業における公益性や非営利性、適正な会計処理、事業実施の力などを備えていることと捉えていきます。

(3) 協働により期待される効果

市民活動は、社会的な必要性や市民意識の高まりを受けて、自主的・自立的で、先駆的な活動を行っている事例が多くみられるようになってきています。また、市民の視点に立った活動を行うことで、行政にない自由な発想、地域に密着した活動、機動的できめの細かい活動、先駆的な活動ができ新たな公共的サービスの担い手としての役割を果たしてきています。

市は、このような新しい公共的サービスの担い手としてのボランティア団体・市民活動団体等と協力していくことが求められております。

市が、このような多様な主体と協働して公共的サービスを提供することで次のような効果が期待されます。

【協働により期待される効果】

- ① 市は、今までの公共的サービスをより効果的に提供できるようになります。
- ② 市は、多様化する新たな市民ニーズに応えることができます。
- ③ 市民の視点に立った市職員のサービス意識の育成につながります。
- ④ 市民にとって、自らの思いを活かし活動する機会となります。
- ⑤ 団体にとって、団体の目的を実施する機会となります。
- ⑥ 市民活動が活発になることにより、住民自治の充実が図られます。

このような期待される協働の効果は、長期的に捉えなければなりません。

協働することは双方が対等な立場で協議し納得し合うことが大事なため、労力や時間がかかるなどの側面があります。その意味では、時間的な余裕がない事業や既に事業内容が具体的に決まっている事業等は協働に適していないと言えます。しかしながら、時間がかかったとしても、市民の理解と協力が得られ、より円滑に事業を進められることや市民参加や住民自治を進める効果も期待できます。

(4) 協働と事業の形態及び協働に適した事業

①協働と事業の形態

協働とは協力関係のあり方の一つです。協働に当たる関係があれば、後援や共催、実行委員会、ワークショップ、協定など個々の事業に適した形態で実施することができます。逆に、共催や協定などの事業の形態だけで協働事業とするものではありません。

また、事業の形態とは別に、協働事業の経費を市がどのように支出するかといった視点があります。市は、協働の役割に応じて、事業の経費を直接支出したり、協働相手に支出する場合があります。

協働相手への支出は、協働の趣旨からは協議された割合で負担するといった性格になると考えられますが、協定書を結ぶなど協働の取り組みをすることを前提として、補助金や委託金といった形で行うこともあります。

②協働に適した事業

協働事業は協働する双方の特色を生かし合い、より良い公共的サービスを提供することが大切です。そのため、協働事業を行う際には、協働相手の特性や協働による相乗効果等といった観点から、次のような事業が協働に適していると考えられます。

【協働に適した事業】

- 先駆性、専門性、地域性等の市民活動の特性を活かせる事業
- 市にないボランティア団体・市民活動団体等の視点、発想を活かせる事業
- 地域のコミュニティの形成や活性化につながる事業
- 個々の地域に根ざしたまちづくりの事業
- 将来的に市民が中心(主体)となって活動する事業

3 協働の推進

(1) 協働を推進する視点

市は協働を推進するために、これからは、市民や地域社会、ボランティア団体・市民活動団体等の発想や提案、活力を市政に取り入れ、市民視点からより良い公共的サービスを提供できるようにしなければなりません。

そのため、協働の基盤となる市民の活動や地域活動が活発になるように支援を進めるとともに、ボランティア団体・市民活動団体等から市へ協働を提案する仕組みを実施していきます。

また、事業を実施するときには、市からも広く市民に協働を呼びかけていくとともに、協働事業をより良く行うために、職員の意識改革を進めながら協働を推進する基本的な姿勢に基づいて協働を進めていきます。

(2) 協働を推進する基本的な姿勢

①市民からの協働事業の提案

市は、協働を推進するために市民や地域社会、ボランティア団体・市民活動団体等の地域的、先駆的な活動等を支援します。

これらの市民の活動を注視し、新たな市民ニーズを把握するとともに、ボランティア団体・市民活動団体等からの協働の提案を受けていきます。また、事業を実施するとき、ボランティア団体・市民活動団体等が関連する事業を先駆的に行っているときは、協働事業の公募などを検討していきます。

②事業実施に対する協働の検討

市は、事務事業の不断の改善、改革に向けた取り組みを進めるとともに、市民の視点から市の役割を見直していきます。

また、新規事業を検討するときや事業を見直すときは、その事業の目的や内容等を踏まえて協働を検討します。

③協働事業を実施する際の取り組み姿勢（協働の原則）

協働事業を実施する場合には、個々の事業内容に応じて、次の尊重すべき協働の原則を踏まえて、ともに協働の関係を作り上げていきます。

ア 目的の共有(目的志向)

市は、目的を明確にして共通理解を図るため、目的の共有を進める取り組みをします。

イ 自主・自立の尊重

市は、お互いの自主性・自立性を尊重し、双方の存在を認め合うため、ボラ

ンティア団体・市民活動団体等の自主・自立を尊重します。

ウ 相互理解

市は、お互いの組織としての理念や使命、組織運営の考え方などを理解し合うため、ボランティア団体・市民活動団体等について積極的に理解することに努め、事業実施に際しては柔軟な対応を図るとともに、市の仕組みについても理解を求めていきます。

エ 対等関係

市は、お互いに事業活動において対等な立場にあるため、事業を進める様々な場面において、適切な協議、意見交換等の機会を設け、一方的に決めることなく十分に話し合います。

オ 情報の共有

市は、お互いに協働事業に関わる情報を共有するために、情報を提供し合う取り組みを設けます。

カ 役割分担と責任の明確化

市は、事業の内容や相互の能力等に応じて、事業の役割分担と責任を明確に決めるため、事業の初めから役割分担と責任の明確化を図る機会を設けます。

キ 実施方法と解決手段の共有

市は、事業の実施方法や事業期間、事業中の課題、評価方法などについて、事業の進行に応じて協議等の場を設けます。

ク 公開と評価

市は、協働事業の公開及び評価について協議し、双方で評価を実施するよう取り組み、それを市民に公表します。

(3) 協働事業を実施する際の取り組み方

協働事業であるから必ず協定を結ばなくてはならないというものではありません。例えば、役割分担を明確化する場合では、実行委員会や打ち合わせ会などで話し合ったことを明文化してお互いに認め合えば、この協働指針においては明確化しているものと捉えていきます。

また、情報や解決手段の共有なども、協議、調整、情報交換等をする場や手法が適切に定められ、双方がその場を随時提案できるのであれば、実行委員会や打ち合わせなど、その名称にはとられません。

さらに協働の原則に沿った内容を協定書等で総合的にまとめ、それに基づいて事

業を実施することにより協働の関係はより明確で安定したものになります。

どのような場合においても、協働事業は、協働する相手とともに、個々の事業の内容に合わせて適切な協働の仕組みを工夫して作り上げることが大事と考えます。

4 今後の協働推進の取り組み

(1) 意識啓発と体制整備

○協働に関する啓発活動

協働に関する理解向上、意識啓発を目的に職員向け研修会を実施します。

○協働の評価に関する検討

協働事業の評価方法を検討し、協働の取り組みのチェックシートを作成します。

○協働に関する職員向けハンドブックの作成

ボランティア団体・市民活動団体等との協働の進め方についての職員向けハンドブックを作成します。

○協働の推進に係る庁内委員会の設置の検討

協働に関する指針の制定を受け、協働の一層の推進を図るため、新規事業や事業見直しの際の確認等の進行管理、協働事業の確認などを行うため、庁内に協働の推進委員会を設置します。

(2) 協働の基盤づくり

○小平市市民活動支援センターの本格開設

現在の「小平市市民活動支援センター準備室」を、平成22年度に市民活動の推進拠点「小平市市民活動支援センター」として本格的に開設します。

○市民活動の育成支援

市民活動を始めるための講座などを開催します。

○市民活動支援の充実

市民活動支援公募事業を見直し、支援事業を推進します。

(3) 協働事業の推進

① 提案型の協働事業の実施

平成22年度までに、ボランティア団体・市民活動団体等と市との協働で行う事業について協働事業の提案や応募を受け付ける提案型の協働事業を実施します。

② 現行の協働事業の推進

例えば、「小平市女性のつどい事業」や「ごみ減量、資源の節約等、地球環境の保全を促進する事業」、「大沼町・花小金井地域コミュニティタクシー運営事業」、「市

民の体力づくり、スポーツ大会等の振興事業」などの現行の協働事業については、更に良い協働の関係を作り上げるとともに、モデル事業を選定することで協働の取り組み方を具体的に示し、他の事業についても協働の取り組みを一層推進させていきます。

③ これからの協働事業の推進

協働事業でない既存事業については、協働のハンドブック等を活用し職員の実施意識の啓発を行いながら、協働を視野に置いた事業の見直しを進めていきます。